

IBM Supply Chain Business Network

本「サービス記述書」は IBM がお客様に提供する「クラウド・サービス」について規定するものです。お客様とは、契約を結ぶ当事者、その許可ユーザーおよび「クラウド・サービス」の受領者を意味します。適用される「見積書」および「証書 (PoE)」は、別途「取引文書」として提供されます。

1. クラウド・サービス

IBM Supply Chain Business Network はクラウド・ベースの企業間 (B2B) Integration as a Service ソリューションで、お客様とお客様の取引先間の接続とコラボレーションを提供します。お客様の取引先は、お客様が取引関係を有する組織体です。「クラウド・サービス」は、外部企業と共有するビジネス・プロセスに対して可視性と制御を提供し、また、お客様の取引先のオンボーディングおよびコミュニティ・サポートを提供します。

「クラウド・サービス」により、お客様とお客様の取引先は IBM にデータを送信することができます。データは、お客様から提供されたビジネス・ルールに基づいて、ビジネス文書の 1 つのフォーマットから別のフォーマットに変換され、次に IBM との直接接続を通じて、または相互接続サービスを使用してお客様の取引先に転送することができます。お客様の電子文書は、従来の電子データ交換 (「EDI」) の標準、XML- ベースの標準、または独自の標準およびフォーマットのいずれを採用していてもかまいません。「クラウド・サービス」には、データの転送、カーボン・コピー、区切り文字変換、および文書クリッピングが含まれますが、これらに限りません。

「クラウド・サービス」は、第三者が提供する 1 つ以上のゲートウェイまたはネットワークによる相互接続 (以下「相互接続サービス」といいます。また第三者のそれぞれを、以下「相互接続プロバイダー」といいます。) を利用して、お客様の取引先が使用しているその他のパブリック・ネットワークおよびプライベート・ネットワークとの間の送受信を可能にします。

IBM は、「クラウド・サービス」のハードウェア、ソフトウェア、および通信を構築します。お客様および IBM は、自社のネットワーク・エントリー・ポイントにおけるアクセス制御、ファイアウォール、ユーザー・セキュリティ、およびハードウェアに対する責任をそれぞれ負うものとし、ます。「クラウド・サービス」の一部として、IBM はお客様と IBM 間の接続を提供し、お客様と IBM 間の共同接続テストの際にお客様と協力します。

1.1 基本サブスクリプション

a. IBM Supply Chain Business Network-Essentials Edition

この「クラウド・サービス」は、お客様の取引先コミュニティと EDI および EDI 以外の文書を交換するためのセキュアな接続を提供します。これには、文書追跡の可視可、およびアナリティクスのダッシュボードとトレンドが含まれます。動的ルーティングにより、お客様は、追加的な構成の必要なしに、IBM ネットワークにすでに含まれているエンティティと文書を交換できるようになります。お客様は、IBM が相互接続契約を第三者サービスのプロバイダーと締結していることを条件として、IBM ネットワーク上に、第三者サービスを利用する新規パートナーを設定することができます。「クラウド・サービス」に接続するためのお客様の初期構成が含まれています (共同管理の VPN には月額サービス料金が課されます)。お客様は、この「クラウド・サービス」に対する「文書」または「キロ文字」のいずれかのエンタイトルメントを取得する必要があります。

b. IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition

この「クラウド・サービス」は、お客様から提供されたビジネス・ルールに基づく方法論を用いた、さまざまなデータ形式へのビジネス文書の変換を自動化し、お客様の指示に従って取引先との間で文書を交換します。このエディションは、お客様の取引先のニーズを満たすため、データのルーティングに加えいくつかのレベルのマッピングおよびデータ変換が必要なお客様を対象としています。これには、伝送中の可視可、アナリティクスのダッシュボードとトレンド、およびコグニティブ機能を備えたビジネス・トランザクション・インテリジェンスが含まれます。「クラウド・サービス」に接続するためのお客様の初期構成設定が含まれています (共同管理の VPN には月額サービ

料金が課されます)。お客様は、この「クラウド・サービス」に対する「文書」または「キロ文字」のいずれかのエンタイトルメントを取得する必要があります。お客様はこの「サービス記述書」に記載されたマップ設定、ならびに、ここに記載された1つの取引先の設定およびサポートに対するエンタイトルメントを取得する必要があります。

(1) **IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition-Trading Partner Setup Remotely Delivered Service**

このサービスは、お客様の取引先の「クラウド・サービス」に対する接続1件の設定およびテストで構成されています。

(2) **IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition-Support**

このサービスは、マップの変更や拡張を求めるリクエストの優先順位付けを行い、通信の問題と取引先の構成について解決する、テクニカル・サポート・チームおよび「クラウド・サービス」のサポート・チームをお客様に提供します。

c. **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition**

この「クラウド・サービス」には、**IBM Supply Chain Business Network Standard Edition** のすべての機能が含まれます。**IBM** は、単一のフォーカル・ポイントの役割を担い、定期的な要件と業務のレビューを実施し、「クラウド・サービス」の統合機能を最大限活用する方法をお客様に助言する、専任のクライアント・サクセス・マネージャーを配属します。

「クラウド・サービス」に接続するためのお客様の初期構成設定が含まれています。お客様は、この「クラウド・サービス」に対する「文書」または「キロ文字」のいずれかのエンタイトルメントを取得する必要があります。お客様は、この「サービス記述書」に記載されたマップ設定、ならびにここに記載された1つの取引先の設定および1つのサポート・サービスに対するエンタイトルメントを取得する必要があります。

(1) **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition-Trading Partner Setup Remotely Delivered Service**

このサービスは、お客様の取引先の「クラウド・サービス」に対する接続1件の設定およびテストで構成されています。

(2) **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition-Tier 1 Support**

このサービスは、取引先コミュニティが主としてお客様の顧客であるお客様に対して、マップの変更や拡張、パーソナライズされたサポートおよびプログラム管理を求めるリクエストの優先順位付けを行うテクニカル・サポートと「クラウド・サービス」のサポートを提供します。お客様は取引先コミュニティに対する第1レベルのサポートを維持し、**IBM** はお客様をサポートするものとします。

(3) **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition-Tier 2 Support**

このサービスは、取引先コミュニティが主としてお客様のサプライヤーであるお客様に対して、マップの変更や拡張、パーソナライズされたサポートおよびプログラム管理を求めるリクエストの優先順位付けを行うテクニカル・サポートと「クラウド・サービス」のサポートを提供します。お客様は取引先コミュニティに対する第1レベルのサポートを維持し、**IBM** はお客様をサポートするものとします。

(4) **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Premium Edition Trading Partner Support**

このサービスは、お客様とお客様の取引先コミュニティにテクニカル・サポートおよびカスタマー・サービス・サポートを提供します。**IBM** は、技術的問題を管理し、業務上のすべての懸念事項は、解決のためにお客様にエスカレートされます。**IBM** は、お客様の取引先コミュニティに、**IBM** のサポートと連絡を取るための適切な通信チャネルを提供します。

1.1.1 追加的な基本サービス

● **IBM Supply Chain Business Network-Base-Labor-Map Setup-Map Remotely Delivered Service**

このサービスは、技術要件の分析、「マップ要求仕様書」の策定、マップ開発の実行、単体テスト、および本稼働の1つのマップへの展開で構成されます。お客様は、**IBM Supply Chain Business**

Network-Standard Edition および IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition について、マップ・サービスに対するエンタイトルメントを取得する必要があります。

1.2 オプション・サービス

1.2.1 基本サブスクリプションのオプション・サービス

選択された基本サブスクリプションのエディションでは、以下のオプション・サービスが利用可能です。

a. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Trading Partner Direct Connection Setup Remotely Delivered Service**

このサービスは、サポート対象のプロトコルによる直接接続として、取引先のための構成サービスを提供します。

b. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Co-managed VPN Setup-Connection Remotely Delivered Service**

このサービスは、お客様の VPN 接続を通じて「クラウド・サービス」に接続するための構成サービスを提供します。すべての地域で利用できるわけではありません。

c. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Co-managed VPN-Connection**

このサービスは、お客様の VPN 接続を通じた「クラウド・サービス」への設定済みの共同管理 VPN 接続の継続的な保守で構成されます。

d. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-eInvoicing Archive Service**

このサービスは、「クラウド・サービス」を通じて処理された電子請求書および関連文書を長期にわたって電子保管します。期間 (最大 11 年) は、各国の管轄区域の要件により異なります。アーカイブにより、お客様または税務監査員は保管された電子請求書を検索、表示、報告することができ、また電子請求書の整合性や確実性を監査できます。「クラウド・サービス」は、電子請求のアーカイブを満たしたり、不動産の請求書、12 か月を超える会計年度に属する請求書、保管期間または特別規制措置の中断や延長に関連する規制を監査したりする目的で設計されていません。

(1) この「クラウド・サービス」には、エンド・ユーザーがアーカイブされた文書を検索し、アクセスすることのできる **Archive Service GUI** が組み込まれています。特定された請求書は、**Audit Service** の **Web** ページを立ち上げることでディスクにダウンロードしたり、(該当する場合には) 監査したりできます。請求書は、各国の管轄区域の要件に従って保持されます。

(2) この「クラウド・サービス」は、アーカイブ済みの電子請求書をアップロードできる **Audit Service GUI** を提供します。**Audit Service** の **Web** ページは、**Archiving Service** の **Web** ページからの要求に加え、請求書参照の使用を通じた直接要求を受け入れることにより、**Archive service** と相互に作用します。監査結果は、グラフィカル・ユーザー・インターフェースで表示されます。この監査用 **Web** ページでは、証明書の検証の観点から確実性に関する情報を表示します。また、電子請求書の署名に関する整合性の状況も表示されます。このほかにも、署名およびタイム・スタンプの認証の詳細を記載できます。認証ポリシーのほか、署名ポリシーや署名確認ポリシーには、提供された相互リンクをクリックすることでアクセスやレビューが可能です。ETSI 署名形式である **CAdES-A** および **XAdES-A** が適用されている請求書 (単一形式および複数形式のどちらも) は、**Audit Service** の **Web** ページで再確認できます。

e. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-eInvoicing Signature Service**

このサービスはサプライヤーが使用するもので、売主が異なる署名タイプを使用して電子的に請求書に署名している場合に、請求書のデジタル署名を提供します。**Signature Service** には、お客様が設定したタイム・スタンプ・ポリシーに基づくタイム・スタンプ署名に対応した機能が含まれます。タイム・スタンプは、**CAdES-T/A**、**XAdES/T/A** および **PAdES-EPES/LTV** に追加され、**RFC3161** 標準に定義される「タイム・スタンプ・トークン」形式に準拠するよう設計されています。「タイム・スタンプ・トークン」は、追加要件が適用されない場合は、**TrustWeaver-Signing™** の一部である「タイム・スタンプ局」(以下「**TSA**」といいます。)が作成します。サプライヤー・サービス: 署名、検証、タイム・スタンプ、パッケージソフトウェア・ベース (EU 用語では「先進」) の電子署名およびさまざまなハードウェア・ベース (EU 用語では「適格」) の電子署名のサポート。

f. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-eInvoicing Validation Service**

このサービスは買主が使用するもので、各国固有の要件に従って署名済みの請求書上のデジタル署名を確認してタイム・スタンプを押します。

g. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-eInvoicing Asynch API for Clearance Countries**

このサービスは、署名済み請求書について、州税務当局または公認の民間部門ベンダーのリアルタイムの承認を提供します。これは、請求書が発行されたものとみなされる前に実行しなければなりません。この「クラウド・サービス」には、請求書の税務当局へのリアルタイム登録も含まれます。

h. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service**

このサービスは許可ユーザーの電子文書以外のインバウンド文書をお客様が選択した取引形式に変換します。インバウンド文書タイプは、注文書、注文書受領通知、および請求書に制限されます。追加の文書タイプについては、かかる文書タイプが「クラウド・サービス」で処理できる場合に限り、当事者間の「作業指示書」またはその他の「取引文書」に従って処理されます。「クラウド・サービス」には、最大3ページの許可された文書タイプの処理が含まれます。変換された文書は「クラウド・サービス」経由でお客様に提供されます。

- お客様は、サービスで処理される 1,000 以上の「文書」をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければなりません。
- 例外ポータルにより、許可された取引先は例外キューにアクセスしたり、送信された文書の問題を解決したり、「クラウド・サービス」に文書を戻したりすることができます。

お客様は以下のエンタイトルメントも取得しなければなりません。

(1) **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service Set Up**

このサービスでは、電子商取引文書を交換したり、変換したりする目的でビジネス・フローおよび規則を作成するために、一回限りのセットアップ・サービスが提供されます。

(2) **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service**

このサービスは以下を提供します。

- (a) 「クラウド・サービス」の保守 – Web ポータルの一般的な維持、軽微なバグ修正および表面的変更、Web ブラウザーの最適化 (すべてのサポート対象ブラウザおよび大半の新規バージョン)、データベース検索の最適化、レポート作成ツールの保守およびサーバーの保守。
- (b) イメージ・アーカイブ – 着信文書、取り込みデータ、マップされた取引および各取引のプロセスに関する取引履歴を含んだデータをポータルで提供します。これには、Web ポータルで発生したエラー・メッセージおよび生成されたレポートが含まれる場合があります。

i. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service Expedited Service**

このサービスは許可ユーザーの電子文書以外のインバウンド文書をお客様が選択した取引形式に変換します。インバウンド文書タイプは、注文書、注文書受領通知、および請求書に制限されます。追加の文書タイプについては、かかる文書タイプが「クラウド・サービス」で処理できる場合に限り、当事者間の「作業指示書」またはその他の「取引文書」に従って処理されます。「クラウド・サービス」には、最大3ページの許可された文書タイプの処理が含まれます。変換された文書は「クラウド・サービス」経由で、30 分以内にお客様に提供されます。

- お客様は、サービスで処理される 1,000 以上の「文書」をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければなりません。
- 例外ポータルにより、許可された取引先は例外キューにアクセスしたり、送信された文書の問題を解決したり、「クラウド・サービス」に文書を戻したりすることができます。

お客様は以下のエンタイトルメントも取得しなければなりません。

(1) **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Labor-Document Conversion Expedited Service- Set Up**

このサービスでは、電子商取引文書を交換したり、変換したりする目的でビジネス・フローおよび規則を作成するために、優先サービス向けに一回限りのセットアップが提供されます。

(2) **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Function-Document Conversion Expedited Service**

この優先サービスは以下を提供します。

- (a) 「クラウド・サービス」の保守 – Web ポータルの一般的な維持、軽微なバグ修正および表面的変更、Web ブラウザーの最適化 (すべてのサポート対象ブラウザおよび大半の新規バージョン)、データベース検索の最適化、レポート作成ツールの保守およびサーバーの保守。
- (b) イメージ・アーカイブ – 着信文書、取り込みデータ、マップされた取引および各取引のプロセスに関する取引履歴を含んだデータをポータルで提供します。これには、Web ポータルで発生したエラー・メッセージおよび生成されたレポートが含まれる場合があります。

j. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service-North America Only Fax Lines**

このサービスは、「クラウド・サービス」用に処理されるファクシミリ文書を送信するための、オプションの北米のファクシミリ回線接続を提供します。

k. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Service-World Wide Fax Lines**

このサービスは、「クラウド・サービス」用に処理されるファクシミリ文書を送信するための、オプションの世界的規模のファクシミリ回線接続を提供します。

1.2.2 **IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition のオプション・サービス**

- **IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition- Additional Trading Partner Setup**

このサービスは、追加的な 1 つの取引先のためのお客様の構成を提供します。

1.2.3 **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition Optional Service**

- **IBM Supply Chain Business Network-Premium Edition-Additional Trading Partner Setup**

このサービスは、データのルーティングおよび可視可のために、SCBN 環境内に新規の 1 つの取引先のためのお客様の構成と設定を提供します。

1.2.4 **IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition/Premium Edition のオプション・サービス**

IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition または Premium Edition に対するエンタイトルメントについて、以下のオプション・サービスが利用可能です。

a. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Trading Partner Capability Survey Remotely Delivered Service**

このサービスは、IBM がお客様の取引先を、その技術的な能力を判断するために調査する作業で構成されます。

b. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Connect:Direct Setup Remotely Delivered Service**

このサービスは、お客様の Connect:Direct インスタンスと共に使用するために「クラウド・サービス」内に Connect:Direct を構成する作業で構成されます。

c. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Synchronous Process Services-Thousand Server Calls**

このサービスは、リアルタイムの Web サイトに対する問い合わせと応答処理、およびサプライ・チェーン「文書」の同期交換を提供し、Web サービス・インターフェースの違いにかかわらず、「クラウド・サービス」の環境を介して、取引先との間で同時にメッセージを交換する機能をお客様に提供します。

d. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Process Enrichment Services-Thousand Server Calls**

このサービスは、ビジネス「文書」内で情報を検証するか、またはビジネス「文書」のコンテンツを補足するために使用される追加情報を収集するために、標準的な「B2B 文書」のフローから Web サービスに「パンチアウト」する機能をお客様に提供します。

e. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-RosettaNet Trade Partner Relationship Configuration-PIP Remotely Delivered Service**

このサービスは、お客様の RosettaNet によるやり取りのために新規取引先を構成する作業で構成されます。

- f. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Labor-RosettaNet Configuration-PIP Remotely Delivered Service**
このサービスは、お客様がお客様の取引先と文書を交換できるようにするために、RosettaNet による接続の設定を提供します。
- g. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-RosettaNet**
このサービスにより、お客様は、RNIF 2.0. を使用してお客様の取引先との間で「文書」を交換できるようになります。

1.2.5 Base Subscription Pay Per Use Services

基本サブスクリプションのエディションでは、以下のサービスが利用可能です。

- a. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn Additional Trading Partner Direct Connection Setup**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、サポート対象のプロトコルによる直接接続として、1つの取引先のための構成サービスを提供します。
- b. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn Additional Co-managed VPN Setup-Connection**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、お客様の VPN 接続を通じて「クラウド・サービス」に接続するための構成サービスを提供します。
- c. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Project Extension Fee-Engagement-Pay Per Use Service**
お客様またはお客様の取引先が原因で遅延が発生した場合は、このサービスが週単位の課金の対象となる場合があります。
- d. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn Document Conversion Service Oversized Document Surcharge Pay Per Use Service**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、3 ページを超える文書の処理に対して追加料金を規定します。
- e. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn Document Conversion Service Rejected Document Pay Per Use Service**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、お客様または取引先のエラーにより、「クラウド・サービス」が欠陥のある文書または不完全な文書を受信した場合の拒否料金を規定します。

1.2.6 IBM Supply Chain Business Network-Standard Edition/Premium Edition の従量課金制サービス

- a. **IBM Supply Chain Business Network-Base-Labor-Map Setup**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能です。技術要件の分析、「マップ要求仕様書」の策定、マップ開発の実行、単体テスト、および本稼働の1つのマップへの展開で構成されます。
- b. **IBM Supply Chain Business Network-Trading Partner Change**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能で、1つの取引先の構成の変更で構成されます。
- c. **IBM Supply Chain Business Network-Small Map Change**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能です。2未満の取引先、1つの EDI または APP/XML セグメント、ハードコードされた変更、直接的なマッピングの変更、または1または2のセグメントの追加にかかわるマップの変更で構成されます。
- d. **IBM Supply Chain Business Network-Medium Map Change**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能です。1つ以上の部門および1つ以上の取引先、5未満の EDI または APP/XML セグメント、レコード全体の追加、ならびにインデックス化、大部分の XML に関連するか、またはマルチパート・フローに含まれる変更にかかわるマップの変更で構成されます。
- e. **IBM Supply Chain Business Network-Large Map Change**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能です。1つ以上の部門および1つ以上の取引先、5未満の EDI または APP/XML セグメント、APP/XML スキーマのフォーマット

変更、SDQ、SORT、複雑なループまたは階層の構造およびロジック、ならびにインデックス化/並べ替えの追加にかかわるマップの変更で構成されます。

- f. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Additional Connect:Direct Setup**
このリモートから提供されるサービスは、従量課金ベースで利用可能で、お客様の Connect:Direct インスタンスと共に使用するために「クラウド・サービス」内に Connect:Direct を構成する作業を提供します。
- g. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Resource-Document Conversion Expedited Service-Oversized Document Surcharge**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、3 ページを超える優先文書の処理に対して追加料金を規定します。
- h. **IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Resource-Document Conversion Expedited Service-Rejected Document**
このサービスは、従量課金ベースで利用可能で、お客様または取引先のエラーにより、「クラウド・サービス」が欠陥のある優先文書または不完全な優先文書を受信した場合の拒否料金を規定します。

2. コンテンツおよびデータ保護

「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(「データ・シート」)には、処理対象の「コンテンツ」の種類、発生する処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却に関する仕様書に関する、「クラウド・サービス」に固有の情報が記載されています。「クラウド・サービス」およびデータ保護機能に関する詳細または説明および条件(お客様の責任を含みます。)がある場合には、本条に記載されます。お客様が選択したオプションにより、「クラウド・サービス」のお客様による使用に適用される「データ・シート」が複数ある場合があります。「データ・シート」は英語のみの提供となります(現地言語での提供はありません)。現地の法律または慣習の慣行にかかわらず、両当事者は英語を理解していること、および「クラウド・サービス」の取得および使用に関して英語が適切な言語であることに同意します。以下の「データ・シート」が「クラウド・サービス」およびその利用可能なオプションに適用されます。お客様は、i) IBM が、IBM のみの裁量により、「データ・シート」を随時変更することができ、かつ ii) かかる変更された内容が変更前の内容に置き換わることを承諾します。「データ・シート」に対する変更は、i) 既存のコミットメントの改善もしくは明確化、ii) 最新の採用された基準および適用法への整合の維持、または iii) 追加コミットメントの規定のいずれかを行うことを意図しています。「データ・シート」のいかなる変更も「クラウド・サービス」のデータ保護を著しく低下させるものではありません。

適用される「データ・シート」へのリンク:

Supply Chain Business Network Essentials Edition

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=38BF2400B93711E7A5A50513C295686A>

Supply Chain Business Network Standard Edition および Premium Edition

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=B826DED0BA7311E7A5A50513C295686A>

e-Invoicing

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=3F29C300B93B11E7A5A50513C295686A>

文書変換サービス

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=190B8B20B93D11E7A5A50513C295686A>

IBM Digital Analytics

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=1413338838241>

IBM Sterling B2B Services Reporting & Analytics

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=1413347832516>

IBM Supply Chain Business Network RosettaNet AddOn

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=DEF29410FFE611E78A3D89071F4CC7B0>

IBM Watson Customer Experience Analytics

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=76AC34D029B711E6806270B0E0408E84>

お客様は、「クラウド・サービス」の利用可能なデータ保護機能を注文、有効化、または使用するために必要な対策を講じる責任を負うものとします。お客様がかかる対策を講じることを怠った場合（「コンテンツ」に関するデータ保護またはその他の法的要件を満たさないことも含みます。）には、お客様は「クラウド・サービス」の使用に対して責任を負います。

EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR) が「コンテンツ」に含まれる個人データに適用される場合に、その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa>にある IBM の「データ処理補足契約書」(DPA) および「DPA 別表」が適用され、本契約の一部として参照されます。本「クラウド・サービス」に適用可能な「データ・シート」は「DPA 別表」の位置づけです。DPA が適用される場合、「復処理者」の変更の通知を提供する IBM の義務およびかかる変更に関する異議を申し立てるお客様の権利は、DPA に規定されるとおりに適用されます。

2.1 データの利用

IBM は、お客様の「クラウド・サービス」の利用によって生まれるお客様の「コンテンツ」に固有のものである結果（「洞察」）や、お客様を特定できる結果を利用したり開示したりしません。ただし、IBM は、個人を特定する情報を削除し、追加情報を用いなければいかなる個人情報も特定の個人に結びつけることができないようにしたうえで、「クラウド・サービス」を提供する過程で、「コンテンツ」および「コンテンツ」に由来するその他の情報（「洞察」を除きます。）を使用できます。IBM は、研究、テスト、およびオファリング開発の目的でのみ、このデータを使用します。

2.2 第三者が提供するクラウド・サービス

IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Cloud Service は第三者により提供されるもので、「IBM SaaS」の「IBM Data Security and Privacy Principles」に準拠していません。

3. サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、「PoE」に記載するとおり、「クラウド・サービス」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント（以下「SLA」といいます。）を提供します。「SLA」は保証ではありません。「SLA」はお客様にのみ提供され、実稼働環境における使用に対してのみ適用されます。

3.1 可用性クレジット

お客様は、「クラウド・サービス」が利用できず、業務に重大な影響が及んだことを最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して「重要度 1」のサポート・チケットを記録するものとします。お客様は、あらゆる問題診断および解決に関して IBM を合理的な範囲で支援するものとします。

「SLA」の未達を申告するサポート・チケットは、契約月の末日から 3 営業日以内に提出するものとします。有効な「SLA」の申告に対する補償は、「クラウド・サービス」の実稼働システム処理が利用できない時間（以下「ダウンタイム」といいます。）に基づいた「クラウド・サービス」の将来の請求に対するクレジットになります。「ダウンタイム」は、お客様が当該事象を報告した時点から「クラウド・サービス」が復元される時点までの間で計測され、次のものに関連する時間は含まれません。保守のための計画停止または発表された停止、IBM の支配の及ばない原因、お客様または第三者のコンテンツもしくはテクノロジーの問題または設計もしくは指示、サポート対象外のシステム構成およびプラットフォームまたはその他お客様による誤り、またはお客様に起因するセキュリティに関する事故もしくは

はお客様によるセキュリティー・テスト。IBM は、下表のとおり、各契約月における「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。各契約月の補償の合計額は、「クラウド・サービス」に対する年額料金の 12 分の 1 の 10% を超えないものとします。

3.2 サービス・レベル

「契約月」における「クラウド・サービス」の可用性

「契約月」における可用性	補償 (申告の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」*の割合)
99.9% 未満	2%
99% 未満	5%
95% 未満	10%

「可用性」は、以下のとおり算出されます。契約月における分単位の総時間数から、契約月における「ダウンタイム」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

3.2.1 契約月におけるクラウド・サービスの合計スループット

「合計スループットのサービス・レベル」には 2 つの種類があります。一方は、「文書」数の 98% に対する 30 分間の「合計スループット」に基づき、もう一方は、「文書」数の 100% に対する 60 分間の「合計スループット」に基づきます。これらの「合計スループットのサービス・レベル」の「スループット・クレジット」は累積されません。お客様は、いずれかの「合計スループットのサービス・レベル」の「スループット・クレジット」を受領する資格を有しますが、両方の資格は有しません。

第一の「達成した合計スループットのサービス・レベル」は、(1) 30 分間の「合計スループット」に対応する「文書」の総数を (2) 「合計スループット」が適用される「文書」の総数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

契約月における「達成した合計スループット」	補償 (申告の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」*の割合)
98% 未満	2%
97% 未満	5%
95% 未満	10%

第二の「達成した合計スループットのサービス・レベル」は、(1) 60 分間の「合計スループット」に対応する「文書」の総数を (2) 「合計スループット」が適用される「文書」の総数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

契約月における「達成した合計スループット」	補償 (申告の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」*の割合)
100% 未満	2%
98% 未満	5%
95% 未満	10%

3.2.2 定義

- **スループット・クレジット** - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「スループット・クレジット」は、返金または「サービス」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。

- **合計スループット** – IBM がお客様の「メールボックス」から「文書」を受信し、IBM ネットワーク内の指定された取引先の「メールボックス」に当該「文書」を送信する間に経過した時間をいいます。「合計スループット」は「サービス」に適用されます。

契約月におけるお客様のサービス応答時間

下表は、この「クラウド・サービス」に対するテクニカル・サポートの「サービス・レベル」の概要を示しています。

重要度	重要度の定義	目標応答時間	対象応答時間
1	重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重要な機能が作動不能である、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務に重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。	1 時間以内	1 日 24 時間 週 7 日
2	著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しく制限されているか、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。	2 営業時間以内	月曜から金曜の 営業時間
3	軽度の事業影響 サービスまたは機能を使用することができ、業務に重大な影響がないことを示す。	4 営業時間以内	月曜から金曜の 営業時間

契約月におけるお客様のサービス応答時間のサービス・レベル	補償 (申告の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」*の割合)
95% 未満	2%
90% 未満	5%

「お客様のサービス応答時間のサービス・レベル」の比率は、「契約月」中にすべてのサポート・チケットにつきすべての応答時間が達成された合計日数を 30 日で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。「お客様のサービス応答時間のサービス・レベル」は、「契約月」の日数にかかわらず、常に 1 か月を 30 日として計算することに留意してください。

*「クラウド・サービス」が IBM ビジネス・パートナーから取得されたものである場合、月額サブスクリプション料金は、申告の対象である「契約月」に対して有効な「クラウド・サービス」のその時点での最新の表示価格に基づいて計算され、それを 50% 割引した額となります。IBM は、直接お客様に払い戻します。

3.3 除外事項

IBM Supply Chain Business Network -AddOn-Document Conversion Cloud Service および IBM Supply Chain Business Network-AddOn-Document Conversion Expedited Cloud Service は、SLA から除外されます。

お客様が可用性クレジットを請求している場合は、スループット SLA クレジットの請求を申請できません。

任意の契約月に関するすべての SLA にわたって適用可能な補償の合計額は、「クラウド・サービス」に対する年額料金の 12 分の 1 の 10% を超えないものとします。

4. テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポートは、電話、電子メール、オンライン・フォーラム、およびオンライン問題報告システムを介して提供されます。IBM の IBM Software as a service support guide (https://www-01.ibm.com/software/support/saas_support_guide.html) には、テクニカル・サポートの連絡先情報

報ならびにその他情報およびプロセスが規定されています。テクニカル・サポートは「クラウド・サービス」と共に提供されるものであり、別個のオフリングとして提供されるものではありません。

5. エンタイトルメントおよび課金情報

5.1 課金単位

「クラウド・サービス」は、「取引文書」に記載された課金単位に基づいて提供されます。

- a. 「アクティブ・エンティティ ID」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は、「クラウド・サービス」内で表されるエンティティの固有の識別子です。エンティティが「クラウド・サービス」と相互に作用している場合、「エンティティ ID」は「アクティブ」であると見なされます。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって識別された「アクティブ・エンティティ ID」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。

本「クラウド・サービス」において、「エンティティ ID」は一意の ID で示される取引先に該当します。
- b. 「コネクション」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「コネクション」とは、「クラウド・サービス」に対するデータベース、アプリケーション、サーバー、またはその他のタイプのデバイスのリンクまたは関連付けです。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」に接続しているか、または接続する「コネクション」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- c. 「文書」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「文書」とは、その先頭と末尾を示す文書のヘッダー・レコードとトレーラー・レコードで囲まれた有限量のデータ、または物理的文書を電子表示したものです。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」が処理する「文書」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。

この「クラウド・サービス」において、標準的な文書の平均容量は 3 から 5 つの「キロ文字」です。IBM は、お客様の文書が合理的な容量の範囲を超える場合は、追加的なデータ処理料金を請求する権利を留保します。
- d. 「エンゲージメント」は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、「クラウド・サービス」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- e. 「エンティティ ID」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は、「クラウド・サービス」内で表されるエンティティの固有の識別子です。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって識別された「エンティティ ID」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。

本「クラウド・サービス」において、「エンティティ ID」は一意の取引先に該当します。
- f. 「インスタンス」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」は、「クラウド・サービス」の特定の構成へのアクセスを意味します。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用が可能な「クラウド・サービス」の「インスタンス」ごとに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- g. 「キロ文字」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「キロ文字」は、1000 バイトとします。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって処理される「キロ文字」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。
- h. 「サーバー・コール」は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「サーバー・コール」とは、追跡対象の訪問者によって開始されたタグ付きイベントの結果として、「クラウド・サービス」に渡され、「クラウド・サービス」によって処理されるデータです。お客様の

「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に使用される「サーバー・コール」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得しなければならないものとします。

5.2 セットアップ料金

1 回限りのセットアップ料金は、発注された各セットアップ・サービスに対して「取引文書」に記載された料金で請求されます。

オンデマンドセットアップ料金は、発注された場合、サービスに対して「取引文書」に記載された料金で請求されます。

5.3 超過料金

課金期間中の「クラウド・サービス」の実際の利用が、「PoE」に記載されたエンタイトルメントを超える場合には、かかる超過が生じた月の翌月に、「取引文書」に記載された料金で超過料金が請求されます。

5.4 従量課金制

従量課金制の料金は、かかる使用の翌月に「取引文書」に記載された料金で請求されます。

5.5 リモート・サービス料金

リモート・サービスの料金は、かかるリモート・サービスの「取引文書」に記載された料金で請求され、リモート・サービスが使用されたか否かにかかわらず、購入から 90 日後に満了となります。この「クラウド・サービス」において、すべてのリモート・サービスは「プロジェクト計画」に含まれなければなりません。

オンデマンド・リモート・サービスの料金は、発注された場合、「取引文書」に記載された料金で請求されます。

6. 期間および更新オプション

「クラウド・サービス」の期間は、「PoE」に記述されるとおり、「クラウド・サービス」へのお客様のアクセスについて、IBM がお客様に通知した日に開始します。お客様による「クラウド・サービス」への接続、および「クラウド・サービス」の構成、カスタマイズ、またはテストが可能になった時に、お客様は「クラウド・サービス」に対するアクセス権を得たとみなされ、「取引文書」に従って支払いを開始する義務が生じます。「PoE」には、「クラウド・サービス」が自動的に更新されるか、継続利用ベースで続行されるか、期間満了時に終了するかが記載されます。

自動更新の場合には、お客様が期間満了日の少なくとも 90 日前までに書面により更新しないことを通知する場合を除き、「クラウド・サービス」は、「PoE」に定める期間につき自動更新されます。

継続利用の場合は、「クラウド・サービス」は、お客様が 90 日前までに書面により終了を通知するまで、月単位で継続利用することができます。「クラウド・サービス」は、かかる 90 日の期間後の暦月末日まで引き続き利用することができます。

7. 追加条件

7.1 共通事項

お客様は、IBM が広報活動またはマーケティングのコミュニケーションにおいて、お客様を「クラウド・サービス」の利用者として公に言及することに同意します。

お客様は、「クラウド・サービス」を、単体または他のサービスもしくは製品と組み合わせて、高リスク活動、即ち核施設、公共交通システム、航空管制システム、自動車制御システム、兵器システム、または航空機の航行もしくは通信の設計、構築、管理、もしくは保守、または「クラウド・サービス」の障害が生命の危険や重大な人身傷害を引き起こすおそれがあるその他のいかなる活動のサポートのためにも使用しないものとします。

7.2 イネーブリング・ソフトウェア

IBM Supply Chain Business Network Standard Edition/Premium Edition では、お客様が「クラウド・サービス」の使用を促進するために、お客様のシステムにダウンロードするイネーブリング・ソフトウェアを使用するオプションが提供されます。お客様は、「クラウド・サービス」の利用に関連してのみ、イネーブリング・ソフトウェアを使用することができます。イネーブリング・ソフトウェアは、以下の条件で提供されます。

イネーブリング・ソフトウェア	適用されるライセンス条件
<ul style="list-style-type: none">● IBM Sterling Connect:Direct Standard Edition● IBM Sterling Connect:Direct Standard Edition for Non-Production Environment● IBM Sterling Connect:Direct Premium Edition● IBM Sterling Connect:Direct Premium Edition for Non-Production Environment	http://www-03.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/lilookup/4AEB962BBB7F71EB85257D9000786COF?OpenDocument

7.3 除外事項

変換（インバウンドまたはアウトバウンド）の前にお客様によるデータの処理を実行するカスタマイズ・スクリプトのインスタンスは、文書化されておらず、また、「クラウド・サービス」の一部として組み込まれていません。

IBM は、以下について責任を負いません。

- お客様または第三者の装置またはソフトウェアのエラーや障害。
- お客様に対して（またはお客様により）伝送された連絡に対するお客様または第三者による不作為。
- お客様の取引先の信用度または実績。
- お客様またはお客様の取引先により不適切に伝送されたデータ。
- お客様の「相互接続プロバイダー」、お客様、もしくはお客様の取引先、または不可抗力事象に起因する範囲内での、「相互接続サービス」（または「相互接続サービス」におけるエラーもしくは「相互接続サービス」の障害）。
- IBM が「クラウド・サービス」または「本契約」のいずれかの部分を解約した場合、逆方向の移行サービスの提供。

7.4 IBM Supply Chain Business Network Standard Edition/Premium Edition のプロジェクト実施

IBM は、「クラウド・サービス」の計画、構築および実装に必要なリソースを提供します。これには以下のフェーズが含まれます。

- 「サービス設計フェーズ」は、事業および技術に関する環境を設計します。IBM は、お客様の現在の環境を評価し、導入フェーズの概要を示し、これまでに作成されたアーキテクチャー文書を精査し、ハードウェア・システムの最初の設定、通信、取引先の要件に関する情報を収集します。
- 「サービス・プロビジョニング・フェーズ」では、お客様の既存の取引先コミュニティ（エンティティ ID およびマップなど）を、以下により「クラウド・サービス」に移行します。
 - お客様と IBM 間の接続の実装
 - お客様の取引先と IBM 間の接続の実装
 - IBM のテスト計画に従った、単体テスト、統合テスト、および接続テストの実行
 - お客様から提供された要件に基づいてマッピング要求仕様を文書化し、マップを開発する。
 - お客様と協力して、お客様の取引先コミュニティの実装を管理する。
 - お客様と協力して、本稼働サポート計画（Premium Edition のみ）を作成する。

- c. 「導入フェーズ」は、「クラウド・サービス」の1回の実装で、この間にテスト、本稼働環境の完成、本稼働環境へのコンポーネントの移行が実施されます。プロジェクト(「サービス設計」および「サービス・プロビジョニング」フェーズを組み合わせたもの)は連続的に実施されます。導入アクティビティーおよびお客様の施設へのアクセスは、お客様とIBMが合意するとおり、通常の営業時間外に行われる場合があります。お客様もしくはお客様の取引先に起因する遅延が生じた場合、IBMは、プロジェクト延長料金を請求するか、もしくはサブスクリプション・サービスの請求を開始するか、またはその両方を請求することができます。
- d. 「運用フェーズ」では、IBMが「クラウド・サービス」の日々の運用を管理します。IBMは、お客様の電子商取引インフラストラクチャーに関連するハードウェアおよびソフトウェアを格納する施設を運用および管理します。これには、保護された環境内の機器、通信、およびアプリケーションが含まれます。

お客様は、テスト期間、移行、および転換に関わる間、事業の継続、および取引先コミュニティーに対する見込みを維持する責任を負います。

7.4.1 プロジェクトの管理

IBMは、「サービス設計」フェーズの間に、大まかなスケジュールおよび導入フェーズを添えた「クラウド・サービス」のプロビジョニングのプロジェクト計画(「プロジェクト計画」といいます)を策定します。購入されたサービスはすべて「プロジェクト計画」に含まれ、導入フェーズに割り当てられなければなりません。

お客様は、共同で「プロジェクト計画」に定めた目的とスケジュールをサポートします。

「サービス設計」または「サービス・プロビジョニング」フェーズの途中で、お客様が「サービス設計」または「サービス・プロビジョニング」フェーズを遅らせる必要があると判断し、その遅延がプロジェクトのスケジュールまたは計画の大幅な変更を起因する場合は、IBMは、相応の努力を尽くして遅延を組み込むように調整し、利用可能な場合は追加費用の負担を回避するオプションについて協議するものとします。かかる遅延は、プロジェクト延長料金、定期サブスクリプション料金の開始、およびプロジェクト・チームのリソースの再割り当てにつながる場合があります。

7.4.2 マッピング・サービス

マッピング・サービスには、「クラウド・サービス」のためのマップの分析、開発、テストおよび導入が含まれます。

IBMは以下を行うものとします。

- a. 確立されたテスト手順に従った、単体テスト、統合テスト、および受け入れテストの実行
- b. 以下を目的として、マッピング要件の分析を行う。
 - (1) 「マッピング要求仕様書」に、ソース・データと出力データ間のフィールドレベルの関係を文書化する。
 - (2) ファイル・フォーマット、実施ガイド、および関連するビジネス要件を使用して、マップの作成に関する技術要件を分析する。各取引先の組み合わせにより、個別の分析が必要な場合があります。
 - (3) 相互に合意された期間内に(各分析の完了後)、お客様から提供された本稼働データに照らして「マップ要求仕様書」を検証する。「マップ要求仕様書」の検証後に発生した変更については、マップ変更料金が発生します。
- c. 検証済みの「マップ要求仕様書」に基づいて、マップの開発を完了する。

お客様は以下を行うものとします。

- a. 統合テストおよび受け入れテストに参加する(お客様の取引先を含む)。
- b. アプリケーションのファイル・レイアウトに関する詳細な文書を提供する。これには、取引先の実装ガイドまたは各取引先の組み合わせに関する要求仕様書が含まれます。
- c. 個別のビジネス関係のそれぞれについて、電子的形式のテスト・データ(翻訳前および翻訳後)を提供する。

- (1) インバウンドのテストについて、IBM は、可能な場合、ネットワークからアーカイブされた本稼働データを使用します。新規の取引先およびトランザクションについては、お客様が必要なテスト・データのサンプルを提供するものとします。
- (2) アウトバウンドのテストについては、お客様がテスト・データのサンプルを提供するものとします。

d. 「マップ要求仕様書」の検証

マップがお客様のテスト環境に実装されたか、または相互に合意された (検証) 期間の終了日から 10 営業日後に、マップは完成されたものとみなされます。

7.4.3 取引先のトランザクション・イネーブルメント・サービス

IBM は以下を行うものとします。

- a. お客様の取引先コミュニティの実装について、お客様を支援する。このサービスには、取引先との関係のセットアップ、構成、およびテストが含まれます。
- b. お客様から提供された取引先情報を使用して、適切なデータ・フローを設定する。
- c. 本稼働ステータスに取引先を設定する。

お客様は以下を行うものとします。

- a. テスト・データを提供する。
- b. 取引先の情報 (名称、住所、連絡担当者名、電子メール、電話番号およびファックス番号、付加価値サービス・プロバイダー、修飾名および ID など) を提供する。
- c. 取引先のテストおよび実装のスケジュールを設定する。

7.4.4 お客様の受け入れテスト

IBM は以下を行うものとします。

- a. お客様のシステム統合および受け入れテストに参加する。
- b. 既存のビジネス要件、ならびにかかるシステム統合および受け入れテストの終了後に必要になるサポートのプロセスおよび手順を記載した本稼働サポート計画 (Premium Edition の場合) 文書を確認し、更新する。

お客様は以下を行うものとします。

- a. テスト・プロセスの設定について責任を負う。
- b. 受け入れテストへのお客様の対象分野の専門家および取引先の参加を計画し、確実に参加させる。
- c. ユーザー受け入れテストを完了する。

7.4.5 本稼働準備態勢

導入フェーズが完了し、本稼働サポート計画が定められ (Premium Edition の場合)、マップが完成されて取引先が本稼働に移行できるようになった時点で、「本稼働準備態勢」が整ったこととなります。

7.5 Pan European Public Procurement OnLine (PEPPOL)

「クラウド・サービス」は、共通のビジネス・プロセスと技術標準一式を用いた、PEPPOL eDelivery ネットワークのユーザー間の相互運用を可能にする、PEPPOL のアクセス・ポイントおよび「サービス・メタデータ・プロバイダー (SMP)」を提供します。

「クラウド・サービス」により利用可能な IBM のアクセス・ポイントは、PEPPOL について「クラウド・サービス」を有効化しているお客様に、PEPPOL eDelivery ネットワークへの接続を提供します。IBM のアクセス・ポイントは、OpenPEPPOL Transport Infrastructure Agreement (TIA) (<http://peppol.eu/> に掲載) に従って構築されました。アクセス・ポイント・プログラムを担当する OpenPEPPOL の代表者の連絡先情報は、PEPPOL のサイトに掲載されています。

お客様は、PEPPOL のアクセス・ポイントを提供することを含めて (これに限られません)、特定の機能を提供する IBM の能力は、第三者との間の契約を条件とすることを了承し、これに同意します。かかる第

三者が、当該機能を提供する IBM の権利を変更、停止、または解除した場合に限り、IBM は、第三者の指示に従って速やかに機能を修正するか、または「クラウド・サービス」の一部として当該機能を提供することを中止します。

7.6 ゲスト・ユーザー

「ゲスト・ユーザー」とは、お客様とのデータ交換のために「クラウド・サービス」にアクセスすること、またはお客様に代わって「クラウド・サービス」を利用することをお客様が許可した個人をいいます。「ゲスト・ユーザー」は、「クラウド・サービス」へのアクセスおよびその利用のために、IBM が提供するオンラインでの同意を要求される場合があります。お客様は、次のような「ゲスト・ユーザー」に対する責任を負いますが、これらに限られません。a) 「ゲスト・ユーザー」による「クラウド・サービス」に関連するあらゆる請求、b) 「ゲスト・ユーザー」が支払義務を負う料金、または c) それらの「ゲスト・ユーザー」による「クラウド・サービス」の誤用。

7.7 相互運用性サービス

IBM は、「クラウド・サービス」の提供に目的を限定して、または適用法もしくは法的手続きにより要求される場合には、お客様またはお客様のパートナーの所在する国以外でデータを転送または保存することができます。お客様と「相互接続プロバイダー」との間で締結された別個の契約に規定されている場合を除き、すべての「相互接続プロバイダー」は、お客様に対し、いかなる場合も、「クラウド・サービス」のプロビジョンに関連する一切の責任を負いません。

7.8 TrustWeaver を介した電子請求書の発行

7.8.1 データの処理

すべての EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイスで行われる取引については、以下の条件が適用されます。

お客様は、IBM ならびに TrustWeaver およびその取引先が、以下の各国に対して、国域を越えてあらゆる「個人データ」(かかる用語は、EU 指令 95/46/EC で定義されています。)を含む「コンテンツ」を処理することに同意するものとします。オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、コスタリカ、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、メキシコ、オランダ、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国およびアメリカ合衆国。お客様は、IBM が、「クラウド・サービス」の提供のために必要であると合理的に判断した場合には、通知をもって、この国一覧を変更することに同意するものとします。

欧州経済地域またはスイスにおける個人データの移転に関し、両当事者またはその関連会社は、選択条項を除いた EC Decision 2010/87/EU に従って、該当するそれぞれの役割において、未修正の EU 標準契約条項を別途締結することができます。これらの契約に起因するすべての紛争または責任については、両当事者は、関連会社間の紛争であっても、本契約の条件に基づき、紛争または責任が両当事者間で生じた場合と同様に取り扱うものとします。

7.8.2 許可

お客様は「サービス記述書」により、IBM、IBM の第三者ベンダーである TrustWeaver AB、または IBM が「クラウド・サービス」の全部または一部を提供するために契約を結ぶことができるその他の第三者ベンダー(以下総称して「プロセッサー」といいます。)に、「許可」と題した本項に記載される「の名義でその代理として」請求書を発行することを許可します(「クラウド・サービス」にイタリアの法律が適用される場合は、「の名義でその代理として」の文言を「の代理として」に読み替えるものとします)。この一方的な許可は、税法遵守のためだけに行われます。「プロセッサー」は「本契約」の当事者ではありません。本項は、お客様に提供される「クラウド・サービス」の商業的側面または法的責任の側面に関する権利および義務に対処したり、影響を及ぼしたりしません。本項は、「サービス記述書」で明記されたものを除いた適用税法に基づき、お客様が実行する処理および制御に関連した権利または義務を創出するものではありません。「サービス記述書」に別途明記されている場合を除き、本項は「プロセッサー」にお客様の名義でその代理として活動することを許可するものではありません。とりわけ、お客様は「サービス記述書」により、「プロセッサー」が以下を行うことを許可します。

- a. 「プロセッサー」が、IBM からの元の請求書に含まれていないお客様の請求書データを受け取ったうえで、当該データに電子署名を適用して、電子請求書をお客様「名義でその代理として」発行し

ます。お客様は、「プロセッサー」がかかる電子署名を、第三者認証サービス・プロバイダーが「プロセッサー」に発行した認証に対応する秘密鍵とともに適用することを明確に了承し、同意します。さらに、お客様は IBM がこの関係を示す文言をお客様の請求書に追加できることにも同意します。

- b. お客様が電子署名の検証を技術的に要求する場合、「プロセッサー」が電子請求書の電子署名を確認します。お客様が税務上の目的で商品またはサービスのサプライヤーとしての役割を果たす場合、この検証プロセスは認証発行当局から失効状態に関する情報を取得することになります。失効状態に関する情報は電子請求書と共に、合意形式で取引中に買主に送信されるか、または別の方法で買主に提供されます。お客様が税務上の目的で商品またはサービスの買主としての役割を果たす場合、この検証プロセスには電子署名の暗号確認がさらに含まれます。

「許可」と題した本項は、請求当事者と、優先する販売取引の当事者ではない第三者との間の契約に関わる、とりわけ、請求書を発行する法的義務のある当事者「名義でその代理として」行われる電子請求書の発行に関して、電子請求を規制する適用法に基づくあらゆる要件を満たすことを意図しています。かかる要件には、フランスの法律に基づく「委任状」(フランス語では「mandat」といいます。)に関する要件およびその他の法律の同等の概念が含まれます。適用法の要件を満たすために必要な場合には、お客様は追加文書(「プロセッサー」にお客様の「名義でその代理として」電子請求書を発行することを許可する契約または「プロセッサー」からの委任状など)に署名することに同意します。本項は、電子署名の外部委託による検証や請求書の外部への発行に関して、電子請求を規制する適用法に基づくあらゆる要件を満たすことも意図しています。この点では、お客様は以下を了承し、同意します。

- a. お客様は請求書およびその付加価値税、ならびにその他の税務上の関連事項について、管轄権を有する税務当局に対して引き続き全責任を負います。特に、お客様は、付加価値税およびその他の適用税の報告および支払いについて、請求書が発行されたか、または該当する場合にはお客様により直接受理されているかのように、引き続き全責任を負います。
- b. お客様は、お客様に関する情報に変更があり、その変更が本項の有効性、または「サービス記述書」に基づく「プロセッサー」によるお客様の「e-Invoices」の適切な発行に関連しているかもしれない場合には、当該変更を IBM に伝えることに同意します。
- c. お客様は、あらゆる必要な対策を講じて、お客様の e-Invoicing プロセス、ならびに関連するお客様のエージェントおよびサービス・プロバイダーの e-Invoicing プロセスのうちで本項の対象ではないプロセスについて、適用されるあらゆる法律要件を確実に遂行することに同意します。とりわけ、お客様は、適用法で契約が要求される場合には、「クラウド・サービス」の使用に先立ち、強制力のある契約を関連する「パートナー」と確実に締結することに同意します。お客様は、「パートナー」が該当する管轄区域における税務当局のすべての要件を満たす有効な法人であること、および該当する管轄区域においてビジネスを行うことが認められていることを保証する責任を負います。
- d. お客様は、お客様が取引に関してサプライヤーとしての役割を果たす場合にサプライヤー「名義でその代理として」請求書を発行するために第三者が使用することを適用法で認められていない請求書のデータを IBM に提出しません。
- e. お客様は、お客様がお客様の名義でお客様の代理として発行された署名済みの請求書の原本のコピーを受け取っていない場合、またはそれに対するオンライン・アクセスをまだ付与されていない場合、請求書のデータを IBM に提供後 48 時間以内に(適用法でこれよりも短い期間が求められている場合は除く)、IBM に伝えます。
- f. お客様は、「e-Invoice」内の明らかな誤りについて、「プロセッサー」が代理するお客様名義の請求書を受領後 48 時間以内に(適用法でこれよりも短い期間が求められている場合は除く)、IBM に伝えます。お客様が当該時間制限内に請求書の誤りを特定しなかった場合、当該請求書は有効に発行されたものとみなされます。適用法のもとで可能な場合、お客様は、上記に従って適切とみなされる場合には請求書の有効な発行に異議を唱えないことに同意します。

お客様または税務当局が本項に基づき発行された請求書を「自己請求」とみなす場合、お客様は、本項の b 項に基づくあらゆる規定が自己請求の關係に等しく適用されることを了承し、同意します。さらに、該当する取引においてお客様はサプライヤーとして、適用法の下で自己請求に対して適用されるその他の特定の法的要件に従います。

7.8.3 従契約者

お客様は、TrustWeaver が子会社、関連会社、および従契約者を通じて、お客様への通知またはお客様の承認なしで、「クラウド・サービス」を提供できることを了承し、同意します。

7.8.4 規制の変更

「Clearance Territories」向けに提供される「クラウド・サービス」の全部または一部は、「州」の職員または「州」の規制対象である第三者の可用性、パフォーマンスおよび変更管理によって異なります。かかる「クラウド・サービス」が、かかる「州」の職員または「州」の規制対象である第三者により要求される必須サービスの提供内の変更、またはかかるエンティティを規制する法的枠組み内の変更により、中断されるか、または提供不可能な状態にさせられる場合に限り、IBM はお客様への書面による通知と同時に、お客様に対する責任を負うことなく、直ちにかかる「クラウド・サービス」の提供を終了することができ、お客様は終了日までに提供された「クラウド・サービス」に対して料金を支払うものとなります。

7.8.5 お客様の責任

a. 一般的なエンド・ユーザー要件

- (1) お客様は IBM にエンド・ユーザーの正確な会社設立国を提供しなければならないものとします。
- (2) エンド・ユーザーのパスワードの紛失や漏洩を IBM に通知します。
- (3) 法律で求められている場合、電子ストレージの担当者を指名します。
- (4) お客様はさらに、規則の例外(それ以外は請求書の電子保存に適用される)の管理についてはエンド・ユーザーが引き続き全責任を負うことを了承し、同意します。

b. Post Audit Territories

- (1) お客様は、「クラウド・サービス」に送信されたデータが、電子請求書として発行、保管、監査するためにお客様またはお客様の取引先が準備した合法的な実動ビジネス・データであることを表明します。
- (2) お客様は、「クラウド・サービス」の文書に記載される「Territories」に対応する ISO 3166 (2 文字) の国別コードのみを送信するものとします。お客様はこうした国別コードの正確性について責任を負います。IBM も TrustWeaver も「クラウド・サービス」の一部として当該国別コードの正確性を検証することはありません。
- (3) お客様は、「クラウド・サービス」に送信されたデータが適切にフォーマットされており、「クラウド・サービス」文書に従って「クラウド・サービス」の実行に必要な情報を含んでいることを確認する責任を負います。データが適切にフォーマットされていないか、または十分な情報を含んでいない場合、そのデータは拒否され、修正を求めてお客様に返却されます。
- (4) お客様は「クラウド・サービス」の以下の側面について責任を負います。
 - (a) 請求書またはその他のビジネス・データ(いずれか該当するほう)の内容に関する、付加価値税の完全性および正確性。
 - (b) 会計システムにある請求書データに関連する要件。報告、プレゼンテーション、監査、分析などに関する要件を含みます。
 - (c) 請求書について適用される付加価値税の管轄区域の判断。
 - (d) お客様の会社設立国の判断。
 - (e) 必要になると思われる、関連当局からの許可または関連当局からの通知。
 - (f) 仮発行請求書および貸し方伝票などのビジネス・プロセス。
 - (g) 自己請求およびその他の間接的な請求プロセスに関わる特定要件。
 - (h) 別の法人に代わってある法人により税務関連サービスが提供されている場合、かかるサービスの提供に対する後者の法人の強制力のある許可。

c. Compliance Territories

- (1) お客様は、移管前または移管中に署名鍵のセキュリティーと完全性を保証し、移管の許可を文書化することについて責任を負います。
- (2) お客様は、「サービス」にアップロードされた認証の有効期限をモニタリングすることについて責任を負い、また適時に認証を更新して差し替える責任を負います。
- (3) お客様は、お客様が関連する秘密鍵および認証を所有していること、また「クラウド・サービス」が正しい鍵および認証を請求書発行法人に関連付けられるよう、「クラウド・サービス」による使用のために正確な情報を IBM に提供することを表明します。
- (4) お客様は、請求書の発行元と鍵の間の関係性を証明する文書を維持します。
- (5) トルコの商業用請求書について、お客様は 168 時間という期間内に 7 回を超えて買主の回答を引き出そうと試みないものとします。
- (6) お客様は、法律で要求されている場合は電子請求書の保管担当者を指名し、「クラウド・サービス」の文書に規定される請求書の電子アーカイブに適用される規則の例外を管理する責任を負います。

d. お客様リソース

IBM が「クラウド・サービス」に接続するために必要な「お客様リソース」(お客様のシステム、情報、人員およびリソースへの十分なアクセスが含まれますが、これらに限られません。)および履行はお客様の責任です。

e. オフボーディング・サービス

「本契約」の一部が終了または満了した場合、IBM が提供するオフボーディング・サービスが作業記述書に規定され、IBM とお客様の間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約が適用されます。